

15 悪臭防止法に基づく規制地域等

(1) 悪臭防止法に基づく規制地域

(令和4年3月末現在)

市 町 村	指定年月日	最終変更年月日	市 町 村	指定年月日	最終変更年月日
宮 崎 市	S50. 1. 1	R 1. 7. 1	三 股 町	S54. 9. 1	R 3. 4. 8
都 城 市	S50. 1. 1	H30. 4. 1	高 原 町	S54. 9. 1	H 9. 4. 1
延 岡 市	S50. 1. 1	H24. 4. 1	国 富 町	S55. 4. 8	H21. 3. 31
日 南 市	S50. 1. 1	H24. 4. 1	綾 町	S52. 6. 1	-
小 林 市	S50. 1. 1	H24. 4. 1	高 鍋 町	S50. 1. 1	H 8. 4. 1
日 向 市	S50. 1. 1	H24. 4. 1	新 富 町	S52. 6. 1	H26. 9. 18
串 間 市	S50. 1. 1	H24. 4. 1	川 南 町	S54. 3. 1	H30. 8. 27
西 都 市	S50. 1. 1	H24. 4. 1	都 農 町	S52. 6. 1	H10. 4. 1
えびの市	S50. 1. 1	H24. 4. 1	門 川 町	S52. 6. 1	H 9. 4. 1
			高千穂町	S52. 6. 10	H 8. 4. 1

(2) 敷地境界線における規制基準

単位：ppm

物質 地域	アンモニア	メチル	硫化	硫化	二硫化	トリメチル	アセト	プロピオン	ノルマル	イブチル	ノルマル
		メルカ プタン	水素	メチル	メチル	アミン	アルデヒド	アルデヒド	アルデヒド	アルデヒド	アルデヒド
A地域	1	0.002	0.02	0.01	0.009	0.005	0.05	0.05	0.009	0.02	0.009
B地域	2	0.004	0.06	0.05	0.03	0.02	0.1	0.1	0.03	0.07	0.02
C地域	5	0.01	0.2	0.2	0.1	0.07	0.5	0.5	0.08	0.2	0.05

物質 地域	イソ	イソ	酢酸	メチル				プロピオン	ノルマル	ノルマル	イソ
	バレ ル	ブタノール	エチル	イブチル ケトン	トルエン	スレン	キシレン	酸	酪酸	吉草酸	吉草酸
A地域	0.003	0.9	3	1	10	0.4	1	0.03	0.001	0.0009	0.001
B地域	0.006	4	7	3	30	0.8	2	0.07	0.002	0.002	0.004
C地域	0.01	20	20	6	60	2	5	0.2	0.006	0.004	0.01

(注) A地域、B地域、C地域は、原則として下記によって指定しています。

A地域：主に住居の用に供する地域及び商業の用に供する地域です。ただし、当該地域に指定することが適当でないと客観的に認められる地域を除きます。

B地域：主に工業の用に供する地域及び臭気に対する順応のある地域です。ただし、当該地域に指定することが適当でないと客観的に認められる地域を除きます。

C地域：指定地域のうち、A及びB地域以外の地域です。

宮崎市の区域については、宮崎市長が定めた臭気指数による規制基準が適用されます。